

総社市非常勤職員の任用等に関する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

## 総社市規則第6号

### 総社市非常勤職員の任用等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第3項第3号に定める非常勤職員の任用等について、必要な事項を定めるものとする。

(任用)

第2条 非常勤職員の任用は、競争試験又は選考により行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、非常勤職員となることができない。

(1) 法第16条の規定に該当する者

(2) 心身の故障その他の事由により非常勤職員としての適格性を欠く者

(3) 任用しようとする職に必要な知識、技能等の適性を欠く者

(任用期間)

第3条 非常勤職員の任用期間は、他の法令に別段の規定がある場合を除き、1年を超えない範囲内で任命権者が定める期間とする。この場合において、任命権者は、必要があると認めるときは、任用期間を1年を超えない範囲内で更新することができる。

(服務)

第4条 非常勤職員は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 法令の規定を遵守すること。

(2) 業務上の命令に従い、職務に専念すること。

(3) 職務上知り得た秘密を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。その職を退いた後も、また、同様とする。

(4) 市の信用を傷つける行為をしないこと。

(解職)

第5条 任命権者は、非常勤職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

(1) 法第16条の規定に該当したとき。

(2) 自己の都合により退職を申し出たとき。

(3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があるとき。

(4) 勤務実績が良くないとき又はその職に必要な適格性を欠くとき。

(5) 市の非常勤職員として、ふさわしくない行為があったとき。

(6) 業務の改廃、縮小又は予算の減少により、廃職又は過員を生じたとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、任命権者がやむを得ない事由があると認めたとき。

(解職の予告)

第6条 前条の定めにより解職する場合は、本人の責めに帰すべき事由によって解職する場合を除き、30日前に本人に予告するか、又は平均賃金の30日分に相当する額を支給する。

2 前項の予告日数は、支払った平均賃金の日数分だけ短縮することができる。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。